

附 則

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2 料金その他の供給条件についての経過措置

(1) 市場調整ゼロプラン

イ 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものとし、この需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款〔特別高圧〕（以下「旧需給約款〔特別高圧]」）といたします。）または電気需給約款〔高圧〕（以下「旧需給約款〔高圧]」）といたします。）の市場調整ゼロプランの適用を受けている場合に、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。ただし、特別高圧で電気の供給を受けるお客さままたは高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上のお客さまの各月の使用電力量は、原則として、その月の最低引取電力量を下回らないものといたします。

なお、最低引取電力量は、原則として次の算式によって算定された値とし、その単位は、4（単位および端数処理）(3)に準ずるものといたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、24（日割計算）(1)イに準じて時間数の日割計算を行ない、最低引取電力量を算定いたします。

$$\text{最低引取電力量} = \text{契約電力} \times 250 \text{ 時間}$$

ロ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

ハ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

a 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,990 円 00 銭
-----------------	--------------

b 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	2,100 円 00 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	18 円 95 銭
-------------	-----------

b 高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	20 円 70 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ニ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、別表3（燃料費調整）(1)ホに準じて算定いたします。ただし、別表3（燃料費調整）(1)イの α 、 β および γ の値、(2)の基準燃料価格ならびに(3)の基準燃料単価は、次のとおりといたします。

a α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

b 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	57,500円
--------	---------

c 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(a) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1キロワット時につき	20銭1厘
------------	-------

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

1キロワット時につき	20銭7厘
------------	-------

ホ 未達精算金

(イ) 特別高圧で電気の供給を受けるお客さままたは高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上のお客さまのその1月の使用電力量が最低引取電力量を下回る場合は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、未達電力量に該当電力量料金率を乗じてえた金額(ニ(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたもの)といたします。)を未達精算金として申し受けます。この場合、未達電力量と

は、最低引取電力量からその1月の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (ロ) 未達精算金は、その1月の使用電力量が最低引取電力量を下回る月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

へ 期中解約金

契約期間満了に先だって、お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合、または、41（解約等）により需給契約が解約され、もしくは消滅する場合には、当社は、需給契約の消滅日に次の期中解約金を申し受けます。

- (イ) 高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満のお客さまの期中解約金は、需給契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定される基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものといたします。）の10パーセントに相当する金額といたします。
- (ロ) 特別高圧で電気の供給を受けるお客さままたは高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上のお客さまの期中解約金は、需給契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定される基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものといたします。）および最低引取電力量に電力量料金率を乗じてえた金額の合計の10パーセントに相当する金額といたします。

(2) 臨時電力

イ 適用範囲

適用範囲は、18（臨時電力）に準ずるものとし、この需給約款実施の際現に旧需給約款〔特別高圧〕または旧需給約款〔高圧〕の臨時電力の適用を受けている場合に、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(ニ)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,684 円 68 銭
-----------------	--------------

b 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,830 円 77 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 60 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 60 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 60 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 60 銭
-------------	-----------

b 高圧で電気の供給を受ける場合

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 02 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 02 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 02 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 02 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、別表 4（市場価格調整）(1)ホに準じて算定いたします。ただし、別表 4（市場価格調整）(1)ハの市場価格調整単価、(2)の基準市場価格および(3)の基準市場単価は、次のとおりといたします。

a 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、別表4（市場価格調整）(1)ハ(ロ) bに準じて算定いたします。

b 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	11 円 22 銭
-------------	-----------

c 基準市場単価

基準市場単価は、別表4（市場価格調整）(3)ロ(イ) cまたは(ロ) cに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、18(臨時電力)の対象といたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(3) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要(たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。)で、契約電力が原則として2,000キロワット以上(特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。)であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔特別高圧〕の特別高圧季節別時間帯別電力Aの適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力A

によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

b そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

b 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

c 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 25 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 03 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 64 銭	18 円 49 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 43 銭	18 円 28 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 19 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 96 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(4) 特別高圧季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔特別高圧〕の特別高圧季節別時間帯別電力Bの適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(3)ハに準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 25 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 03 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 81 銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 64 銭	18 円 49 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 43 銭	18 円 28 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 20 銭	18 円 00 銭

c 夜間時間

1 キロ ワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 19 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 96 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 81 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ その他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(5) 特別高圧電力A

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔特別高圧〕の特別高圧電力Aの適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値と

その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、特別高圧自家発補給電力Aをあわせて契約する場合は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、その他の場合は、ベーシックプランに準じて算定された燃料費調整額および(16)イ(ニ)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 48 銭	17 円 47 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 22 銭	17 円 26 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(6) 特別高圧電力B

イ 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔特別高圧〕の特別高圧電力Bの適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値と
その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 季 節 区 分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合または特別高圧自家発補給電力Bをあわせて契約する場合は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、その他の場合は、ベーシックプランに準じて算定された燃料費調整額および(16)イ(ニ)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	1,770 円 00 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	1,715 円 00 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,660 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 92 銭	16 円 97 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 67 銭	16 円 75 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	17 円 43 銭	16 円 53 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ホ その他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(7) 特別高圧自家発補給電力

イ 特別高圧自家発補給電力A

(イ) 適用範囲

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契約電力

a 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

- (b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

- (ハ) 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

- (ニ) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

- a 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

- b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 58 銭	18 円 47 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 29 銭	18 円 22 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 60 銭	21 円 22 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 25 銭	20 円 91 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用

a お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

(ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ト) 特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧電力Aと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

i 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力

ii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力

iii 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間に乗じてえた値をこえないものとしたします。

(f) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものとしたします。

ロ 特別高圧自家発補給電力B

(イ) 適 用 範 囲

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bのお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含

みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとして）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 95 銭	17 円 92 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 69 銭	17 円 67 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18 円 43 銭	17 円 43 銭

(b) (a) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 82 銭	20 円 53 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 48 銭	20 円 22 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 16 銭	19 円 92 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 特別高圧自家発補給電力Bの使用

a お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電

力Bの契約電力をこえないときは、aにかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

- (ハ) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bの契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であらわした値をその1月の最大需要電力とみなします。

- (ト) 特別高圧季節別時間帯別電力Bまたは特別高圧電力Bと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

- (a) 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(b) 特別高圧電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力
- ii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧電力Bの平均電力
- iii 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧電力Bの平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものいたします。

(f) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。

- b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

(8) 特別高圧予備電力

イ 適用範囲

特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で当社との協議が調ったものに適用いたします。

(イ) 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの電力量料金に準じて算定された燃料費等調整額または燃料費調整額および市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ そ の 他

(イ) 常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合の使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

(9) 業務用季節別時間帯別電力

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発供給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発供給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕の業務用季節別時間帯別電力の適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力（自家発供給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発供給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

ロ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

ハ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発供給電力Aと同一計量される場合で、自家発供給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発供給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発供給電力Aのその1

月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ニ 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(3)ハに準ずるものといたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,890円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	22円81銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 10 銭	20 円 67 銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	15 円 35 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(10) 高圧季節別時間帯別電力

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕の高圧季節別時間帯別電力（契約電力が500キロワット以上の場合）の適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(ロ) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発

補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(3)ハに準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,989円00銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) ピーク時間

1キロワット時につき	21円49銭
------------	--------

(b) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 83 銭	19 円 35 銭

(c) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	15 円 35 銭
-------------	-----------

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力 A）

(イ) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、500キロワット未満（自家発補給電力 B とあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力 B の契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕附則 2（契約種別および料金その他の供給条件についての経過措置）(2)ロの高圧季節別時間帯別電力 A の適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

(ロ) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(ハ) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ニ) 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、(3)ハに準ずるものといたします。

(ホ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,989円00銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) ピーク時間

1 キロワット時につき	21 円 49 銭
-------------	-----------

(b) 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 83 銭	19 円 35 銭

(c) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	15 円 35 銭
-------------	-----------

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ハ) そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、イを適用いたします。

ハ そ の 他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(11) 業 務 用 電 力

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自

自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕の業務用電力の適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

ロ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

ハ 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ニ 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、自家発補給電力Aをあわせて契約する場合は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、その他の場合は、ベーシックプランに準じて算定された燃料費調整額および(16)イ(ニ)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,890円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円93銭	18円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(12) 高圧電力

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）で

あるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕の高圧電力（契約電力が500キロワット以上の場合）の適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(ロ) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、自家発補給電力Bをあわせて契約する場合は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、その他の場合は、ベーシックプランに準じて算定された燃料費調整額および(16)イ(ニ)によって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,989円00銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円55銭	17円54銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(イ) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であるものがこの需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕附則2（契約種別および料金その他の供給条件についての経過措置）(4)ロの高圧電力Aの適用を受けている場合に、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協

議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

(ロ) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(ハ) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ニ) 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ホ) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしていたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとしていたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,989円00銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18 円 55 銭	17 円 54 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ハ) そ の 他

最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、イを適用いたします。

ハ そ の 他

発電設備、蓄電池等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(13) 自家発補給電力

イ 自家発補給電力A

(イ) 適 用 範 囲

業務用季節別時間帯別電力または業務用電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

a 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場

合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(ハ) 季 節 区 分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場

合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントとしたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	21円18銭	19円92銭

(b) (a)以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	24円63銭	23円05銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 自家発補給電力Aの使用

a お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、契約電力が15（ベーシックプラン）(3)イに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大

値が業務用季節別時間帯別電力または業務用電力の契約電力をこえないときは、aにかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 契約電力を15（ベーシックプラン）(3)イに準じて定めるお客様の場で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が業務用季節別時間帯別電力または業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 契約電力を15（ベーシックプラン）(3)ロに準じて定めるお客様の場で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ト) 業務用季節別時間帯別電力または業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 業務用季節別時間帯別電力のお客様の場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によ

って定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- ii 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- iii 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(b) 業務用電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

- i 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力
- ii 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力
- iii 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力

- b 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものとしたします。

(フ) そ の 他

- a 定期検査または定期補修は、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。
- b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

ロ 自家発補給電力B

(イ) 適用範囲

高圧季節別時間帯別電力または高圧電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、適用いたしません。

(ロ) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 季節区分

季節区分は、(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

i 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円66銭	18円55銭

ii 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円66銭	18円55銭

(b) (a)以外の場合

i 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円73銭	21円34銭

ii 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 73 銭	21 円 34 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(ホ) 自家発補給電力Bの使用

a お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

b 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、契約電力が15（ベーシックプラン）(3)イに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が高圧季節別時間帯別電力または高圧電力の契約電力をこえないときは、aにかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

(ハ) 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 契約電力を15（ベーシックプラン）(3)イに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が高圧季節別時間帯別電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

- b 契約電力を15(ベーシックプラン)(3)ロによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ト) 高圧季節別時間帯別電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

- a 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 高圧季節別時間帯別電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- ii 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- iii 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(b) 高圧電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- i 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力
 - ii 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力
 - iii 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力
- b 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。
- c 使用電力量の区分
- 自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(フ) そ の 他

- a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。
- なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合には、その時期を変更していただくことがあります。
- b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

(14) 予 備 電 力

業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力または高圧電力のお客さまが、予備電力の適用を受ける場合の料金は、19（予備電力）(3)にかかわらず、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発

電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力または高圧電力の電力量料金に準じて算定された燃料費等調整額または燃料費調整額および市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

(15) 燃料費等調整

イ 燃料費等調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で

四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、各平均燃料価格等算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当
たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第
1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、卸電力取引所が東京エリ
アのものとして公表したスポット市場価格にもとづき、次の算式によ
って算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下
第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単
純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時
までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.5425$$

$$\delta 2 = 0.4575$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単

純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均市場価格算定期間は、スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、3（定義）(22)にかかわらず、(ニ)によります。

(ハ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{ロの基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準燃料単価}}{1,000} \\ &+ (\text{平均市場価格} - \text{ハの基準市場価格}) \times \text{ホの基準市場単価} \end{aligned}$$

(ニ) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格等算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格等 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整 単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から翌年 の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年 の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期 間）	毎年12月21日から翌年 の3月20日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

(ホ) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	49,800円
--------	---------

ハ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 円 64 銭
-------------	-----------

ニ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	18 銭 5 厘
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

1 キロワット時につき	19 銭 0 厘
-------------	----------

ホ 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。

また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	50 銭 0 厘
-------------	----------

ヘ 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、イ(ロ)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格なら

びにイ(ハ)によって算定された燃料費等調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(16) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、卸電力取引所が東京エリアのものとして公表したスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.5425$$

$$\delta 2 = 0.4575$$

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{ロの基準市場価格}) \times \text{ハの基準市場単価}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、別表4（市場価格調整）(1)ニに準ずるものといたします。

(二) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 円 64 銭
-------------	-----------

ハ 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、基準市場単価上限値を超えない限りで、年度ごとに定めるものといたします。

また、基準市場単価は、その年度が開始する3月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。

なお、基準市場単価上限値は、次のとおりといたします

1 キロワット時につき	50 銭 0 厘
-------------	----------

ニ 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、イ(イ)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびにイ(ロ)によって算定された市場価格調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(17) そ の 他

(1)および(3)から(14)までの適用を受けるお客さまの供給条件は、次のと

おりといたします。

イ (3), (4), (7), (9), (10), (12)ロもしくは(13)の適用を受けるお客さままたは(6)の適用を受け、標準電圧140,000ボルトで供給を受けるお客さまの使用電力量の単位は、4 (単位および端数処理) (3)にかかわらず、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ (3)から(14)までの適用を受けるお客さまについては、当社は、9 (需給契約の単位)にかかわらず、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合、次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合または9 (需給契約の単位) (2)もしくは(3)の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

臨時電力、特別高圧自家発補給電力、特別高圧予備電力、自家発補給電力、予備電力

ハ (3), (4), (7), (9), (10), (12)ロもしくは(13)の適用を受けるお客さままたは(6)の適用を受け、標準電圧140,000ボルトで供給を受けるお客さまの使用電力量の算定は、22 (使用電力量等の算定) (1), (2)および(3)にかかわらず、以下のとおりといたします。

(イ) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、原則として託送約款等に定める検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ託送約款等に定める計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(ロ) 特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧季節別時間帯別電力B、業務用季節別時間帯別電力および高圧季節別時間帯別電力については、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

ニ (3), (4), (7), (9), (10), (12)ロもしくは(13)の適用を受けるお客さままたは(6)の適用を受け、標準電圧140,000ボルトで供給を受けるお客さまについては、当社は、24(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

また、計量値を確認する場合は、その値によります。

ホ (3), (4), (7), (9), (10), (12)ロもしくは(13)の適用を受けるお客さままたは(6)の適用を受け、標準電圧140,000ボルトで供給を受けるお客さまの料金の支払義務および支払期日は、25(料金の支払義務および支払期日)(1)および(3)にかかわらず、以下のとおりといたします。

(イ) お客さまの料金の支払義務は、原則として、託送約款等に定める検針日に発生いたします。

(ロ) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

ヘ お客さまが次のいずれかに該当する場合は、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用されたときは、当社は、32(違約金)(1)に準じて違約金を申し受けるものとし、また、41(解約等)に準じて需給契約を解約することがあります。

(イ) (4)もしくは(6)の適用を受ける場合、特別高圧電力Bに準じて(7)ロの適用を受ける場合または特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bに準じて(8)の適用を受ける場合

(ロ) (10)もしくは(12)の適用を受ける場合、高圧電力に準じて(13)ロの適用を受ける場合または高圧季節別時間帯別電力もしくは高圧電力に準じ

て(14)の適用を受ける場合

ト (1)の適用を受けるお客さまで、特別高圧で電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合、36(需給契約の変更)(4)にかかわらず、原則として契約電力を増加または90パーセント未満に減少することはできません。ただし、29(適正契約の保持)により契約電力を変更する場合は、この限りではありません。

チ (3)から(14)までの適用を受けるお客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、39(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算)にかかわらず、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(イ) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって当初から(ハ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けません。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けません。

(ロ) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ハ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けません。

なお、(ハ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、

増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

(ハ) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって当初から(ハ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ハ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

(ニ) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって当初から(ハ)を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、(ハ)を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分とい

たします。)と残余分の比であん分いたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

(ホ) (9), (10), (11)または(12)の適用を受ける契約電力が500キロワット未満のお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または15(ベーシックプラン)(3)ロ(ハ)に準じて契約電力を減少しようとする場合は、(イ), (ロ), (ハ)または(ニ)に準ずるものといいたします。この場合、(イ), (ロ), (ハ)または(ニ)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15(ベーシックプラン)(3)ロ(ハ)に準じて契約電力を減少しようとする日といいたします。

(ハ) 料金は、基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといいたします。また、電力量料金は、(15)イ(ホ)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといいたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、それぞれの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(a) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

特別高圧で電気の供給を受ける場合は特別高圧電力A、高圧で電気の供給を受ける場合は業務用電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(b) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

特別高圧で電気の供給を受ける場合は特別高圧電力B，高圧で電気の供給を受ける場合は高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，季節区分は，(3)ハ(イ)に準ずるものといたします。

(a) 電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合

i 特別高圧で電気の供給を受ける場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 68 銭	19 円 48 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 37 銭	19 円 20 銭

ii 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22 円 43 銭	21 円 06 銭

(b) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合

i 特別高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 00 銭	18 円 87 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 70 銭	18 円 60 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 43 銭	18 円 35 銭

ii 高圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 78 銭	19 円 56 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

リ その他の供給条件は、本則に準ずるものといたします。

3 高圧季節別時間帯別電力Aおよび高圧電力Aについての経過措置

(1) 高圧季節別時間帯別電力A

この需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕附則3（高圧季節別時間帯別電力Aおよび高圧電力Aについての経過措置）(1)の高圧季節別時間帯別電力Aの適用を受けているお客さまが、契約期間満了後も高圧季節別時間帯別電力Aの適用を希望される場合の供給条件は、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(10)ロに準ずるものとし、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用いたします。ただし、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(10)ロ(ホ)aおよびbの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きま

す。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,466円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	23円48銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円76銭	21円34銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	15円35銭
------------	--------

(2) 高圧電力A

この需給約款実施の際現に旧需給約款〔高圧〕附則3（高圧季節別時間帯別電力Aおよび高圧電力Aについての経過措置）(2)の高圧電力Aの適用を受けているお客さまが、契約期間満了後も高圧電力Aの適用を希望される場合の供給条件は、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(12)ロに準ずるものとし、2025年度の末日までの期間に使用される電気に適用するものといたします。ただし、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(12)ロ(ホ)aおよびbの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,466 円 50 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	19 円 76 銭	18 円 63 銭

- (3) (1)または(2)の適用を受けているお客さまが、自家発補給電力Bの適用を希望される場合の電力量料金は、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(13)ロ(ニ)b(a)iiおよび(b)iiにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 99 銭	19 円 75 銭

ロ イ以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	24 円 40 銭	22 円 84 銭

- (4) (1)または(2)の適用を受けているお客さまに附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(17)チ(ハ)を適用する場合の電力量料金は、附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(17)チ(ハ)b(b)iiにかかわらず、次のとおりといたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 23 銭	20 円 88 銭

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

5 臨時電力の力率にかかわる取扱い

臨時電力のお客さまで、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、18（臨時電力）(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

6 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。

- (2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、44（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ハに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電力が被災日の契約電力をこえないとき。

ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。

- (4) 契約使用期間を1年未満として特別高圧または高圧で新たに電気の供給の申込みをされる場合で、お客さまが希望されるときは、ベーシックプランを適用いたします。この場合、臨時電力に準じて契約期間（需給契約が

成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。)を定めることとし，当社は，40（期中解約金）にかかわらず，期中解約金を申し受けません。また，39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算）にかかわらず，需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算はいたしません。

(5) その他の事項については，本則に準ずるものといたします。

7 この需給約款の実施にもなう切替措置

この需給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。